

社発第 3 号
平成22年4月15日

貸借取引参加者
代表者 殿

中部証券金融株式会社
取締役社長 湯本崇雄

E T F にかかる権利処理等手数料の料率変更について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、下記のとおり「貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領」を一部改定し、E T F にかかる権利処理等手数料の料率を引下げることにいたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改定（別紙）

[主な改定内容]

E T F にかかる権利処理等手数料の料率について、現行1口につき5銭を、10分の1の0.5銭とする。(ただし、金融商品取引所が定める売買単位が1,000口以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。)

[権利処理等手数料引下げの対象となる銘柄（平成22年4月15日現在）]

(1319) 日経300株価指数連動型上場投資信託

2. 実施日

平成22年4月19日

以 上

「貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領」
の一部改定新旧対照表

平成 22 年 4 月 19 日一部改定実施
(下線部分は改定箇所)

改 定	現 行
<p>1 . (現 行 ど お り)</p> <p>2 . 第 1 項 の 処 理 の た め に 要 す る 費 用 は、「 権 利 処 理 等 手 数 料 」 と し て、 銘 柄 毎 の 総 株 主 通 知 に か か る 株 主 等 を 確 定 す る 日 に 融 資 を 受 け て い る 貸 借 取 引 参 加 者 が、 そ の 融 資 担 保 株 数 ま た は 口 数 に 応 じ て 負 担 す る も の と し、 そ の 料 率 は 次 の と お り と す る。</p> <p>(1) (現 行 ど お り)</p> <p>(2) 融 資 担 保 受 益 証 券 の 場 合 1 口 に つ き <u>0.5 銭</u></p> <p>上 記 (1) お よ び (2) の 料 率 に つ い て は、 金 融 商 品 取 引 所 が 定 め る 売 買 単 位 が 1,000 株 又 は 1,000 口 以 外 の 場 合 に は、 料 率 に 1,000 を 乗 じ た 額 を 当 該 売 買 単 位 で 除 し て 得 た 額 と す る。</p> <p>3 . (現 行 ど お り)</p>	<p>1 . (省 略)</p> <p>2 . 第 1 項 の 処 理 の た め に 要 す る 費 用 は、「 権 利 処 理 等 手 数 料 」 と し て、 銘 柄 毎 の 総 株 主 通 知 に か か る 株 主 等 を 確 定 す る 日 に 融 資 を 受 け て い る 貸 借 取 引 参 加 者 が、 そ の 融 資 担 保 株 数 ま た は 口 数 に 応 じ て 負 担 す る も の と し、 そ の 料 率 は 次 の と お り と す る。</p> <p>(1) 融 資 担 保 株 券 の 場 合 1 株 に つ き 5 銭</p> <p>(2) 融 資 担 保 受 益 証 券 の 場 合 1 口 に つ き <u>5 銭</u></p> <p>上 記 (1) お よ び (2) の 料 率 に つ い て は、 金 融 商 品 取 引 所 が 定 め る 売 買 単 位 が 1,000 株 又 は 1,000 口 以 外 の 場 合 に は、 料 率 に 1,000 を 乗 じ た 額 を 当 該 売 買 単 位 で 除 し て 得 た 額 と す る。</p> <p>3 . (省 略)</p>